

ご家族登録サービス

— 登録ご家族からの契約内容照会サービス —

についての重要事項のご説明

1 サービスの概要

「ご家族登録サービス—登録ご家族からの契約内容照会サービス—」は、プルデンシャル生命保険(以下、「当社」という)にご契約者があらかじめ所定の範囲のご家族を当社に登録することにより、その登録されたご家族(以下、「登録ご家族」といいます)が、以下の事項を実施できるサービスです(以下、「本サービス」という)。

- ①保険契約内容の照会(具体的な範囲は後記⑧をご確認ください)
 - ②各種請求書類のご契約者宛の送付依頼
- ※契約の現況等により、登録には一定の要件があります。

2 本サービスの対象者

個人のご契約者

※ご契約者が法人・個人事業主の場合、また、未成年の方・法定後見制度をご利用の方は除きます。

3 登録ご家族の範囲

- 登録いただけるご家族は、保険契約単位の設定とし、1保険契約につき1名です。
- 成年者であり、意思能力を有することが条件です。
- 登録可能なご家族の範囲は、以下のとおりです。
死亡保険金受取人
ただし、以下は例外条項とし、死亡保険金受取人以外の方を登録することができます。
 - ①契約者・被保険者が異なり、契約者・死亡保険金受取人が同一人の場合被保険者の方を登録することができます。
 - ②(1)該当する死亡保険金受取人や被保険者が未成年の場合
 - (2)死亡保険金受取人が意思能力を有せず、かつ成年後見制度等を利用していない場合
 - (3)医療保険等、死亡保険金がない契約の場合
 - (4)生命保険信託契約の場合
配偶者、三親等以内の親族または指定代理請求人を登録することができます。

4 本サービスの申込方法

「ご家族登録サービス申込兼変更・停止請求書」に以下の項目をご記入ください。

- ①証券番号
- ②登録ご家族の氏名、性別、ご契約者との続柄、生年月日
- ③登録ご家族の住所、連絡先
- ④以下の2点を前提としたご契約者の署名
 - (1)登録ご家族に対し、上記②③の情報を当社へ提供することについて同意を得ること
 - (2)被保険者と死亡保険金受取人に対し、後記⑧に記載される情報等を当社が登録ご家族へ開示することについて同意を得ること

5 本サービスの開始

本サービスによる登録ご家族からのご照会は、左記④の「ご家族登録サービス申込兼変更・停止請求書」が当社に到着し、当社システムに登録された時点からご利用を開始できます。

6 本サービスの停止

本サービスは、以下のいずれかに該当した場合に、当社システムへの反映により停止します。

- ①ご契約者からのサービス停止申出があった場合
- ②対象保険契約のご契約者が変更された場合
- ③対象保険契約の死亡保険金受取人が変更され、登録ご家族と別の方となった場合
ただし、前記③の例外条項①②に該当する場合は除きます。
- ④対象保険契約が解約・死亡保険金支払等により消滅した場合
- ⑤その他、個人情報保護の観点から当社が必要と認めた場合

7 その他注意事項

- ご家族の登録は保険契約単位ですので、複数のプルデンシャル生命保険契約にご加入のご契約者は、ご家族を登録する保険契約の証券番号を申出時にご指定いただく必要があります。
- 登録ご家族が当社へ照会し回答を受けることができる保険契約内容は、一部の内容を除き、当社がご契約者へ回答できる内容とほぼ同等です。(後記⑧をご参照ください)
- 登録ご家族による解約や保険契約内容の各種変更などの請求は、いずれもできません。
- 登録ご家族や登録情報の変更および本サービスの停止を希望する場合は、ご契約者からライフプランナーへお申し出ください。なお、本サービスの停止については、当社カスタマーサービスセンター(フリーダイヤル0120-810-740)でも承れます。
- ご契約者の転居や災害発生時等、当社からご契約者への連絡が困難となった場合には、当社から登録ご家族へ連絡のうえ、ご契約者の連絡先を確認させていただく場合があります。
- 本サービスの内容について今後変更がある場合には、変更事項を通知もしくはホームページ等に掲載します。

8 登録ご家族に開示する保険契約内容

- 保険契約の基本情報(契約者・被保険者・受取人の基本情報、保険商品名・保険金額・保険料額・保険期間・払込期間・契約日等)
- 保険契約の状態(有効・失効・解約済み等)
- 保険料払込方法・保険料ご入金状況
- 試算情報(解約・貸付・減額・払済・前納・自動振替貸付等)
- 請求手続き履歴(給付金・名義変更・貸付・減額等)